



中国技保第18号  
中国技整第29号  
平成29年4月27日

(公社) 広島県バス協会会長 殿

中国運輸局自動車技術安全部長



### 事業用自動車の車両管理の徹底について

バスの事故防止については、機会あるごとに注意喚起をしているところですが、昨年12月から中国管内において貸切バス事業者及び乗合バス事業者による車検切れ車両の運行が連続して発生し、さらに今月にも乗合バス事業者の車検切れ運行が発生しました。

幸い車両故障等関連事故には至っていませんが、輸送の安全確保を最優先に努めるべきバス事業者にとって、当該車検切れ運行が発生したことはバス業界全体の信頼を失墜させることとなり誠に遺憾です。

今後同様な事案の再発を防止するため、下記のとおり車両管理に万全を期して頂くよう、貴会会員事業者への周知徹底方願います。

### 記

1. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条の規定等に基づき、その使用する自動車の点検及び整備並びに車庫の管理を徹底し安全確保を図ること。
2. 整備管理者による車両管理においては、点検・整備に関する管理・責任体制を確立し、自動車の安全確保を図ること。
3. 点検・整備を外注する場合は、バス事業者と整備事業者との間でスケジュール管理等について連携・確認を確実にを行うこと。